

議案第 1 1 号

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年おいらせ町条例第 1 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の2第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。